

第11次 八王子市交通安全計画

令和3年(2021年)9月

八王子市

交通事故のない安全安心なまちの実現をめざして

八王子市は、昭和58年(1983年)8月に「交通安全都市」を宣言しました。この都市宣言は人命最優先を基本理念とし、交通環境を整えるとともに、市民一人ひとりが交通安全思想の高揚を図り、交通災害のない安全なまちづくりに取り組むことを決意したものです。



市内の交通事故は、平成12年(2000年)をピークに減少を続けています。これは、長年にわたり関係機関・団体はもとより、市民一人ひとりが交通安全に積極的に取り組んできた成果でもあります。

しかしながら、いまだに年間千人を超える方が交通事故で死傷しています。特に、高齢者の関与する交通事故や自転車利用者の交通ルール、マナーは社会問題となっています。交通安全対策は、安全で安心なまちづくりのため、行政と市民が一体となってさらに取り組まなければならない重要な課題です。

そこで、市内における交通安全を総合的・計画的に推進するため、八王子市交通安全対策協議会の皆様に御協力をいただき、「第11次八王子市交通安全計画」を策定いたしました。重点的に取り組むべき課題を、「子どもの交通安全の確保」、「高齢者の交通安全の確保」、「自転車の安全利用の推進」、「二輪車の安全対策の推進」、「飲酒運転等の根絶」として、各課題に対応した交通安全対策を着実に実施してまいります。また、新型コロナウイルス感染症感染拡大は、市民のライフスタイルや交通行動へ影響を及ぼしています。本計画期間を通じて交通事故発生状況等を注視し、必要な対策を講じながら交通事故ゼロをめざしてまいります。

本計画の実施に当たりましては、関係機関、団体が、それぞれの役割を十分に果たし、また、市民の皆様にも計画推進の担い手として、交通安全に対する強い意識と行動をしていただきたく、深い御理解と御協力をお願いいたします。

令和3年(2021年)9月

たか ゆき

八王子市長

石森孝志

交通安全都市宣言

八王子市民は明るく平穏な生活を願っています。交通事故はこの願いをむなしなものにするとともに、多くの悲惨な犠牲者を生み出しています。

交通事故の恐ろしさは誰もが知っています。この悲しみと不幸をもたらす交通事故を八王子市から追放するため、今こそすべての市民が立ち上がる時です。

交通安全対策の基本は、交通環境を整えるとともに、市民一人一人が交通安全思想を高めることにあります。

人命最優先を基本理念として、安全な街づくりに真剣に取り組む決意を新たにし、交通事故ゼロへの願いをこめて、八王子市を「交通安全都市」とすることを宣言します。

昭和58年8月6日

八王子市

目 次

第1部 総論

第1章 交通安全計画策定の考え方

1 計画策定の主旨	1
2 計画の位置付け	1
3 計画期間	2
4 計画の推進	2

第2章 道路交通事故の現状

1 第10次八王子市交通安全計画の成果	3
2 第10次計画における重点課題に対する主な取組	3
3 関連法規の改正	5
4 道路交通事故の状況	7

第3章 第11次八王子市交通安全計画の目標

1 道路交通事故の目標	13
-------------	----

第4章 重点課題及び施策の方向性

重点課題1 「子どもの交通安全の確保」	14
重点課題2 「高齢者の交通安全の確保」	14
重点課題3 「自転車の安全利用の推進」	15
重点課題4 「二輪車の安全対策の推進」	16
重点課題5 「飲酒運転等の根絶」	16

第2部 施策

第1章 重点課題に対する交通安全施策

1 「子どもの交通安全の確保」	17
2 「高齢者の交通安全の確保」	23
3 「自転車の安全利用の推進」	26
4 「二輪車の安全対策の推進」	34
5 「飲酒運転等の根絶」	36

第2章 交通安全意識の啓発

1 成人等の交通安全教育	38
2 広報啓発活動の充実	39
3 地域の交通安全組織の充実・支援	41
4 交通公園の活用	42

第3章 救助・救急業務体制の充実・強化

1 救急処置等の充実	44
2 救急医療機関との連携強化	44

3 応急手当等の普及・啓発の推進	44
------------------	----

第4章 交通事故被害者の救済

1 交通事故相談業務の充実	45
2 交通事故相談機関との連携	45

第1部 総論

第1章

交通安全計画策定の考え方

第2章

道路交通事故の現状

第3章

第11次八王子市交通安全計画の目標

第4章

重点課題及び施策の方向性

第1章 交通安全計画策定の考え方

1 計画策定の主旨

八王子市は、交通事故のない安全で安心して暮らせるまちをつくるため、八王子市交通安全対策協議会とともに、交通安全対策基本法に基づき、昭和46年（1971年）以降、50年間、10次にわたり「八王子市交通安全計画」を作成し、八王子市、警察署及び関係機関・団体等が一体となって、各種の施策を実施してきました。

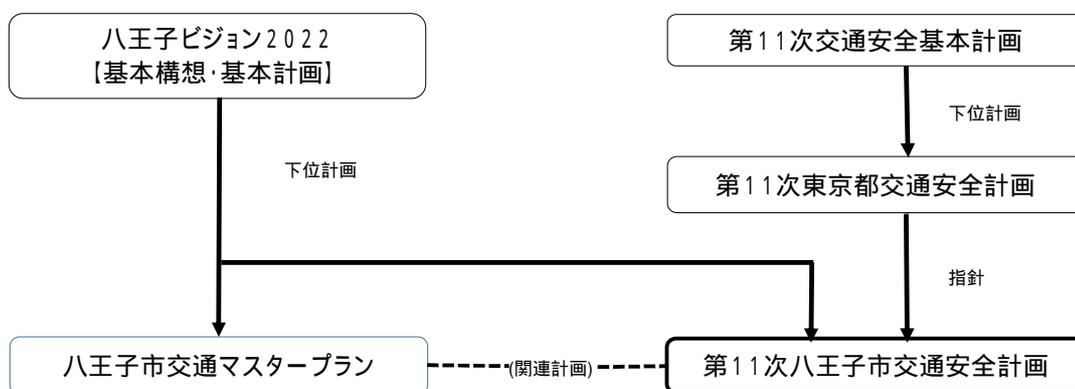
第10次八王子市交通安全計画（以下、文中において、「第10次計画」といいます。）の計画期間中、市内の交通事故件数は減少し、令和2年（2020年）には、最少の1,154件、死者9人、負傷者1,305人となりました。第10次計画の目標である、「令和2年（2020年）までに、死傷者を年間1,500人以下にする」ことについては、達成することができました。しかし、「年間の道路交通事故24時間死者数を6人以下とする」ことについては、死者数は9人となり目標を達成することはできませんでした。

交通事故は、市民の安全で安心な暮らしを一瞬にして脅かすものであり、更なる交通事故の減少をめざす必要があります。

第10次計画は、令和2年度（2020年度）で終了することから、八王子市は、市内の交通安全対策を総合的かつ計画的に推進し、市内の交通安全の更なる向上を図るため、第11次八王子市交通安全計画（以下、文中において、「本計画」といいます。）を策定します。

本計画は、人優先、人命尊重の理念に立ち、交通事故による死傷者をゼロに近づけ、究極的には、交通事故のない安全で安心な八王子市の実現を目指します。

2 計画の位置付け



- ・「八王子ビジョン 2022」の下位計画として位置付けられるものです。
- ・交通安全対策基本法第 26 条に基づき、国や東京都の第 11 次交通安全計画と整合を図りつつ、関係行政機関などの意見を聴き策定するものです。
- ・八王子市内における道路交通の安全に関する施策を体系的に明らかにし、総合的かつ効果的に推進するためのものです。
- ・八王子市及び市域を管轄する国、東京都、警察、消防などの行政機関および公共交通機関、地域住民が一体となって実施するもので、国や都の施策及び民間の協力による事項も含まれます。

3 計画期間

本計画の期間は、令和 3 年度（2021 年度）から令和 7 年度（2025 年度）までの 5 か年です。

4 計画の推進

八王子市、八王子・高尾・南大沢各警察署及び関係機関は、今後も八王子市交通安全計画に基づき、一体となって、各種の交通事故防止対策をはじめ、違法駐車や放置自転車対策などを含む様々な交通安全に関連する施策を着実に実施していきます。

なお、新型コロナウイルス感染症の直接・間接の影響は、道路交通にも及び、様々な課題や制約が生じているほか、市民のライフスタイルや交通行動にも影響をおよぼしています。これに伴う交通事故発生状況や事故防止対策への影響を、本計画の期間を通じて注視するとともに、必要な対策は随時、実施していきます。

また、交通安全対策にあたっては、従来 of 取組に加え、オンラインでの講習や動画を活用した学習機会の提供、ウェブサイトや SNS 等の各種媒体の積極的な活用などにより対面によらない交通安全教育や広報啓発活動についても効果的に推進します。

第2章 道路交通事故の現状

1 第10次計画の成果

第10次計画では、「令和2年(2020年)までに、年間の道路交通事故24時間死者*数が6人以下、死傷者数を1,500人以下」にすることを目標に掲げ、交通安全対策を実施してきました。

交通事故発生件数は、平成12年(2000年)の4,496件がピークで、それ以降減少傾向が続いています。令和2年(2020年)は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため緊急事態宣言発令による外出自粛などもあり、最少の1,154件を記録し、ピーク時から4分の1にまで減少しました。

死者数については、平成14年(2002年)の25人が最大で、以降、減少傾向にあり、最少は平成27年(2015年)と平成29年(2017年)の3人でしたが、令和2年(2020年)は9人と増加しました。なお、第10次計画の期間の平均死者数は、6.0人となっています。

死傷者数については、ピークは平成12年(2000年)の5,244人で、令和2年(2020年)は1,314人となり約4分の1まで減少しました。

第10次計画の目標である「令和2年(2020年)までに、年間の道路交通事故24時間死者数が6人以下、死傷者数1,500人以下」については、死傷者数については達成することができましたが、死者数に目標を上回る年もありました。

市民の安全で安心な暮らしを一瞬にして奪う交通事故を減少させ、究極的に交通事故ゼロを目指すには、道路交通環境の整備や交通安全教育、飲酒運転などの不法行為に対する罰則や取締りの強化など行政機関、関係団体等によるハード・ソフト両面からの総合的な対策が更に必要です。

*「24時間死者」とは、交通事故発生から24時間以内に死亡した者をいう。本計画においては、特に明記がない限り、死者数とは24時間死者数を指す。

2 第10次計画における重点課題に対する主な取組

(1) 子どもと高齢者の交通安全の確保

子どもの交通事故防止対策としては、令和元年(2019年)5月に滋賀県大津市で発生した園児の死亡事故を受け、園外活動で利用する道路の安全点

検を行い、必要箇所に防護柵設置等の安全対策を実施するとともに、保育・幼稚園向けに園外活動での注意点などを盛り込んだ「園外活動交通安全ハンドブック」を作成、配布して、子どもの事故防止を図りました。

また、初めて自転車に乗る子どものために楽しく安全に利用してもらえようペダル無自転車（ストライダー）による自転車教室を開催し、親子で正しい自転車の乗り方を学んでもらいました。

高齢者の交通事故対策としては、シニアクラブ等での交通安全講話のほか、自分自身の身体能力の変化に気づき、適切な行動をとれるよう敏捷性を測定できる機器を利用した交通安全教室も開催しました。また、平成30年度(2018年度)からは、高齢者向けの自転車実技教室を交通公園で開催しています。

高齢運転者の事故防止対策としては、運転に不安を感じている方やその家族が相談できるよう警察署に設置されている高齢運転者相談窓口の周知を行ったほか、運転免許返納制度の周知と高齢者運転免許自主返納サポート協議会への企業加盟などの協力を行いました。

また 令和元年（2019年）7月からは、東京都で高齢運転者の事故防止対策として、アクセル・ブレーキの踏み間違い防止装置など安全装置の設置に補助金が交付されることとなり、シニアクラブなどを通して周知をしました。

（2）自転車の安全利用の推進

小学3年生自転車免許教室を市立小学校全70校で実施しました。一般市民向けスケアードストレイト自転車教室を警察署管内ごとに、商業施設駐車場やイベント会場を借上げ開催したほか、自転車安全利用講習会を夜間や休日にも行いました。自転車事故の多い高校生、大学生に対しては、高校でのスケアードストレイト教室、大学では入学ガイダンスで新入生を対象として安全講話を行いました。

また、安全な自転車の利用を促進するため、東京都の自転車安全利用促進事業補助金を活用し、自転車商協同組合八王子支部の協力のもとイベント会場や交通公園で市民の自転車の無料点検を実施しました。

令和2年（2020年）4月からは、東京都自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例が改正され自転車損害賠償保険の加入が義務化されたことから、その周知を行い、保険加入促進を図りました。

（3）二輪車の安全対策の推進

二輪車安全運転指導員の協力のもと、行楽等で外出することが多くなるゴールデンウィーク前に、バイクの運転の基本を学ぶ「ゆるふわ二輪車安全

運転講習会」を市役所駐車場で開催し、市外からも多くのライダーが参加しました。また、春、秋の全国交通安全期間中には自動車教習所を利用した講習会、大学や会社で講習会も実施しました。これらの講習会や各種キャンペーンにおいては、ヘルメットのおご紐の確実な結着、胸部プロテクターの着用を啓発し、安全運転、事故防止を図りました。

(4) 飲酒運転の根絶

飲酒の機会の増える時期(4月、7月、12月)を捉え、商店会、町会と協働して、「飲酒運転根絶キャンペーン」を実施しました。酒類提供店舗を訪問し、店主や客に「飲んだら乗らない」の規範意識の高揚、ハンドルキーパー運動の推進を来客及び店主に訴え、飲酒運転による重大事故の発生を抑止しました。

また、新たに八王子市保健所での飲食店営業許可の際、飲酒運転根絶にかかる飲食店の対応を記載したチラシの配布を、令和2年(2020年)1月から開始しました。

3

関連法規の改正

高齢者、自転車、危険運転など交通安全に関わる法令改正が行われています。近年の主な改正内容は次のとおりです。

(1) 高齢者関係

平成29年(2017年)3月12日施行(道路交通法改正)

高齢運転者(75歳以上の運転者)対策を強化

臨時認知機能検査、臨時高齢者講習の新設

(2) 自転車関係

平成25年(2013年)7月施行(東京都自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例)

自転車利用者が守るべき事項や、行政、事業者、家庭など関係者の役割を明らかにし、社会全体で自転車の安全で適正な利用を促進

平成27年(2015年)6月1日施行(道路交通法改正)

自転車運転者に対する講習制度

自転車乗車中に信号無視等の危険行為で、3年以内に2回以上、交通違

反として取締りを受け、または交通事故を起こした自転車運転者に、講習受講命令

平成 28 年(2016 年)10 月 「八王子市自転車利用環境整備計画」策定

基本目標 1	あんぜんに自転車を利用しよう ～ハード・ソフト両面で安全な利用環境を整えます～
基本目標 2	かしこく自転車を利用しよう ～多様な連携による利用環境を整えます～
基本目標 3	たのしく自転車を利用しよう ～スポーツや観光を通じて楽しめる利用環境を整えます～

平成 29 年(2017 年)5 月 1 日施行 (自転車活用推進法)

平成 30 年(2018 年)6 月「自転車活用推進計画」策定 (自転車活用推進法)

4 つの目標
「自転車交通の役割拡大による良好な都市環境の形成」
「サイクルスポーツの振興等による活力ある健康長寿社会の実現」
「サイクルツーリズムの推進による観光立国の実現」
「自転車事故のない安全で安心な社会の実現」

令和 2 年 (2020 年) 4 月 1 日施行

(東京都自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例改正)

自転車保険 (自転車利用中の対人賠償事故に備える保険等) 加入義務化

(3) 危険運転

平成 26 年(2014 年)5 月 20 日施行

(自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律)

飲酒運転等の悪質・危険な運転により死傷事故を起こした場合に危険運転致死傷罪を適用

令和元年 (2019 年) 12 月 1 日施行 (道路交通法改正)

走行中の携帯電話等の使用 (「ながら運転」) の罰則強化

令和 2 年 (2020 年) 6 月 30 日施行

妨害運転 (あおり運転) の厳罰化、妨害運転罪の創設 (道路交通法改正)

令和2年(2020年)7月2日施行

(自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律改正)
通行妨害行為(走行中の車の前で停車等)を「危険運転」に追加

4 道路交通事故の状況

(1) 交通事故の推移

ア 交通事故発生件数

八王子市内の交通事故発生件数は、平成12年(2000年)の4,496件をピークに、減少傾向にあります。平成12年(2000年)から20年間で、4,496件から1,154件と3,342件、約75%の減少となっています。また、第10次計画期間の5年間においても、1,660件から1,154件と506件、30%減少しました。

交通事故の推移

年	平成12年 (2000年)	平成17年 (2005年)	平成22年 (2010年)	平成27年 (2015年)	令和2年 (2020年)
事故件数	4,496	3,954	2,500	1,660	1,154
死者数	14	16	10	3	9
負傷者数	5,230	4,475	2,863	1,902	1,305

(警視庁交通部「東京の交通事故」より作成)

イ 年齢別交通事故死傷者数

少子高齢化が進行しており、令和2年(2020年)には、子ども(中学生以下)の人数は平成12年(2000年)と比較すると、7千人、約10%減少しているのに対し、高齢者(65歳以上)は8万3千人増加し、約2.2倍になっています。

子ども及び高齢者人口の推移

年 項目	平成 12 年 (2000 年)	平成 22 年 (2010 年)	平成 27 年 (2015 年)	令和 2 年 (2020 年)	増減 (H12 年比)
人 口	514,741	551,901	562,572	562,480	47,739
子ども (割合)	72,052 13.9%	72,872 13.2%	70,387 12.5%	64,972 11.6%	7,080
高齢者 (割合)	68,488 13.3%	112,487 20.4%	136,292 24.2%	151,269 26.9%	82,781

(市民部「住民基本台帳」より作成)

交通事故による死傷者数は、ピークの平成 12 年(2000 年)から 20 年間で、5,244 人から 1,314 人に、約 75%減少しましたが、高齢者は 361 人から 204 人(約 43%減)で減少率は最も低くなっています。

年齢別交通事故死傷者数の推移

	平成 12 年 (2000 年)	平成 22 年 (2010 年)	平成 27 年 (2015 年)	令和 2 年 (2020 年)	減少率 (H12 年比)
子ども	408	198	133	80	80.4%
若年層	1,677	640	333	197	88.3%
25～29	625	235	144	97	84.5%
30代	779	487	325	185	76.3%
40代	511	467	360	261	48.9%
50代	658	341	231	221	66.4%
60～64	225	184	100	69	69.3%
高齢者	361	321	279	204	43.5%
計	5,244	2,873	1,905	1,314	74.9%

(警視庁交通部「東京の交通事故」より作成)

ウ 当事者別死傷者数

当事者別交通事故死傷者数の推移は、乗用車が 1,527 人、75.9%の減、自転車(原付)が 710 人、70.2%の減、二輪車が 1,124 人、83.9%の減となっています。歩行者は、292 人、59.2%の減となっています。

当事者別死傷者数

	平成 12 年 (2000 年)	平成 22 年 (2010 年)	平成 27 年 (2015 年)	令和 2 年 (2020 年)	減少数 (減少率) H12 年比
乗用車	2,011	1,135	792	484	1,527 (75.9%)
自転車	1,011	671	388	301	710 (70.2%)
二輪車	1,339	520	317	215	1,124 (83.9%)
歩行者	493	360	266	201	292 (59.2%)
貨物車	387	184	138	113	274 (70.8%)
特殊車	1	0	0	0	1 (100.0%)
その他	2	3	4	0	2 (100.0%)
計	5,244	2,873	1,905	1,314	3,930 (74.9%)

(警視庁交通部「東京の交通事故」より作成)

(2) 交通事故の特徴

ア 子どもの交通事故

子ども(中学生以下)の交通事故は、平成 12 年(2000 年)には 318 件発生しましたが、令和 2 年(2020 年)には 51 件と 6 分の 1 まで減少しました。しかし、第 10 次計画期間中においても、毎年、50 件以上の事故が発生しており、また、全国各地において、登下校中の子どもの事故が発生し、報道されています。

事故を状態別で見ると、小学生低学年では歩行中、高学年から中学生にかけては自転車乗車中の事故が多く発生しています。また、自転車ヘルメットの着用は、高学年になるほど低くなる傾向にあります。

少子化が進展するなかで、次世代を担う子どもを安心して産み育てる社会を実現するために、子どもを交通事故から守る必要性は一層求められています。

子どもの交通事故の推移

	平成 28 年 (2016 年)	平成 29 年 (2017 年)	平成 30 年 (2018 年)	令和元年 (2019 年)	令和 2 年 (2020 年)
子どもの事故(件)	83	62	74	67	51
事故割合(%)	5.1	3.6	4.5	4.7	4.4

(警視庁交通部「東京の交通事故」より作成)

イ 高齢者の交通事故

市内の交通事故が減少するなかで、高齢者の交通事故は、減少率が低い
ため、相対的に事故全体に占める割合が高くなっており、令和2年
(2020年)は33.8%にまで高まっています。

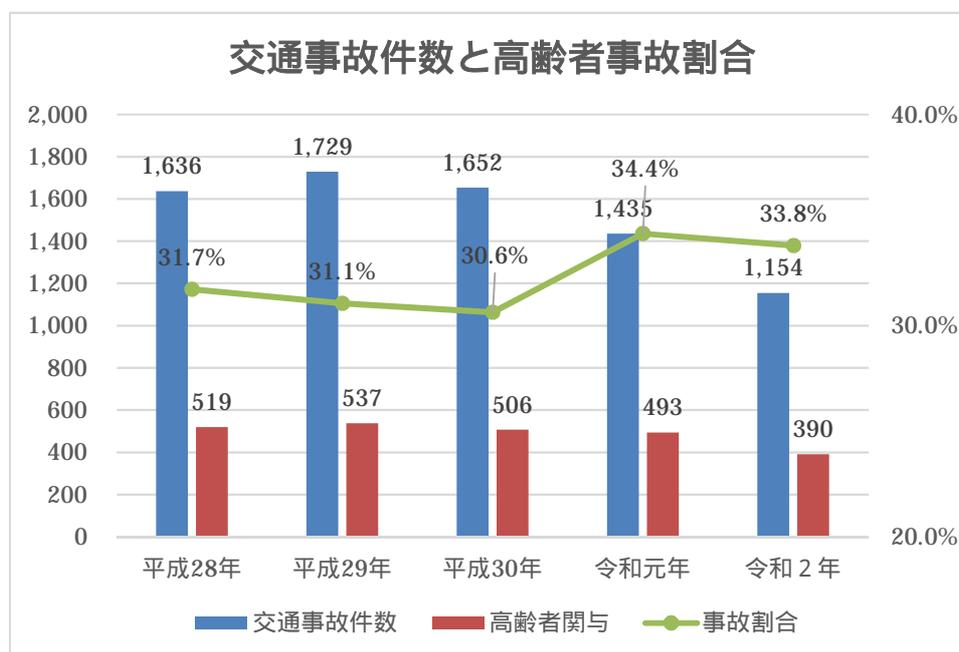
高齢者の人口は、令和2年(2020年)には15万1千人(26.9%)で
したが、令和7年(2025年)には、約15万5千人(27.6%)にまで増加
すると予想されています。高齢者の増加にあわせ、運転免許保有者も増
加することから、高齢運転者の対策を含めたより一層の交通事故防止
対策が必要です。

高齢者の交通事故の推移

	平成28年 (2016年)	平成29年 (2017年)	平成30年 (2018年)	令和元年 (2019年)	令和2年 (2020年)
高齢者事故(件)	519	537	506	493	390
事故割合(%)	31.7	31.1	30.6	34.4	33.8

(警視庁交通部「東京の交通事故」より作成)

高齢者事故の割合



(警視庁交通部「東京の交通事故」より作成)

ウ 自転車の交通事故

自転車に関与した事故件数は、平成12年(2000年)には、1,057件でし

たが、令和2年(2020年)には、310件にまで減少しました。

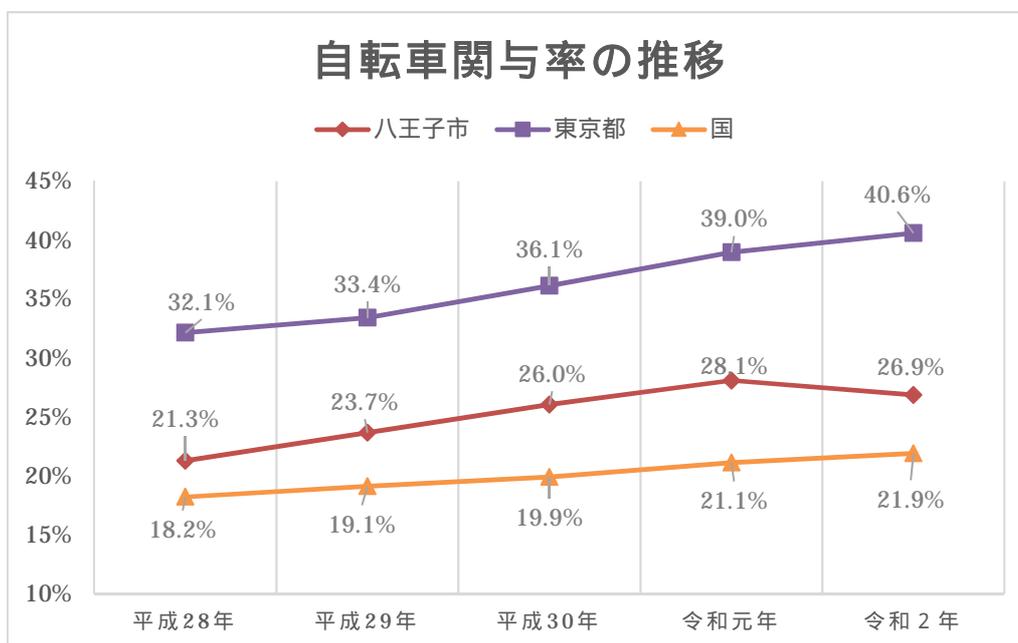
しかし、自転車関連事故が全事故に占める割合(自転車関与率)は、令和2年(2020年)中で26.9%となっており、都内全体における40.6%よりは低いものの全国平均の21.9%より高くなっています。市内の令和2年(2020年)の人口1万人当たりの年齢別自転車事故件数では、中学生から高校生など20歳未満の事故が多くなっています。(次ページのグラフ参照)

自転車の交通事故の推移

	平成28年 (2016年)	平成29年 (2017年)	平成30年 (2018年)	令和元年 (2019年)	令和2年 (2020年)
自転車事故(件)	348	409	430	403	310
事故割合(%)	21.3	23.7	26.0	28.1	26.9

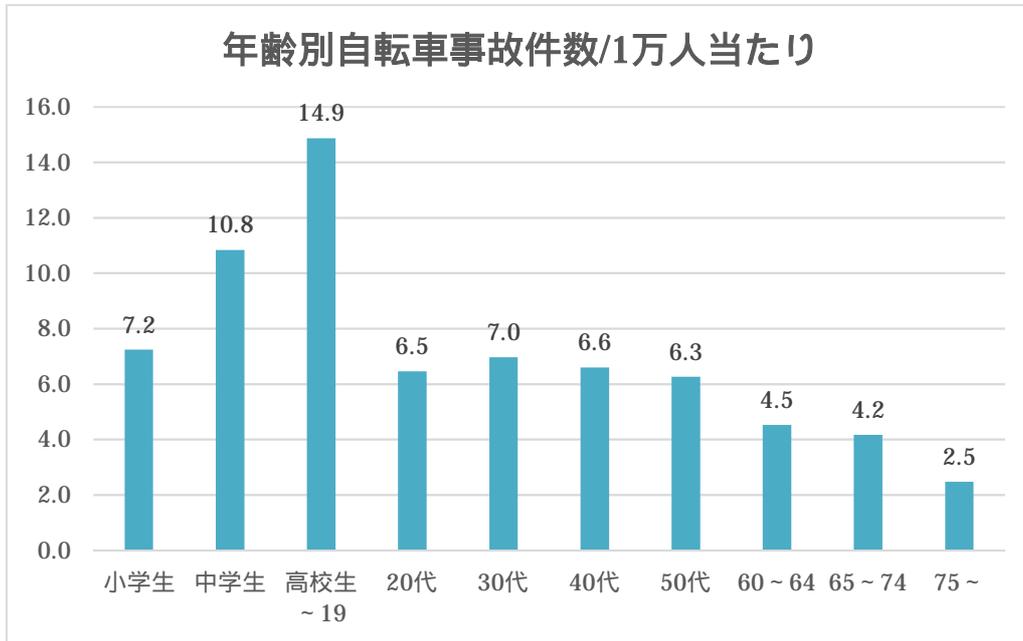
(警視庁交通部「東京の交通事故」より作成)

第10次計画期間中の国、東京都、八王子市の自転車関与率の推移



(警視庁交通部「東京の交通事故」より作成)

人口1万人当たりの年齢別自転車交通事故件数（令和2年）



（警視庁交通部「東京の交通事故」より作成）

エ 二輪車の交通事故

交通事故件数の減少とともに、二輪車の事故も大きく減少してきていますが、令和2年（2020年）においては、まだ、事故全体の約20%以上を占めています。第10次計画期間中に二輪車の死亡事故は、8件発生しました。

市内には21の大学等がありバイク通学する学生や通勤での利用者が多くいます。また、二輪車の事故は一度発生すると重大事故につながる可能性が非常に高いことから安全運転の徹底や保護具の装着をさらに啓発していく必要があります。

二輪車の交通事故の推移

	平成28年 (2016年)	平成29年 (2017年)	平成30年 (2018年)	令和元年 (2019年)	令和2年 (2020年)
二輪車事故(件)	315	325	310	284	251
事故割合(%)	19.3	18.8	18.8	19.8	21.7

（警視庁交通部「東京の交通事故」より作成）

第3章 第11次八王子市交通安全計画の目標

1 道路交通事故の目標

市内の道路交通事故の発生件数、死傷者数とも、減少傾向にあります。しかし、第10次計画の最終年である令和2年（2020年）には、まだ1,314人もの死傷者が発生しています。

本計画では、道路交通事故について、新たに死者数、死傷者数について数値目標を設定し、交通事故全体の発生の抑止を強力に推進し、交通事故のない安全安心な八王子市の実現を目指していきます。

計画期間中、年間の道路交通事故24時間死者数は5人以下、道路交通事故死傷者数は1,200人以下を目指します。

第11次交通安全計画目標 (()内は第10次計画目標)

目 標	国	東京都	八王子市
24時間死者数	2,000人以下 (2,500人以下)	110人以下 (125人以下)	5人以下 (6人以下)
死傷者数	重傷者数に変更 (50万人以下)	27,000人以下 (28,000人以下)	1,200人以下 (1,500人以下)
重傷者数	22,000人以下		

第4章 重点課題及び施策の方向性

第10次計画における重点課題に対する取り組みを踏まえた上で、本計画においても計画期間中に取り組むべき「重点課題」を定め、各課題に対応した交通安全施策の方向性を示し、積極的な取り組みを展開することにより、さらなる交通事故及び交通事故死傷者の発生を抑制します。

重点課題1 「子どもの交通安全の確保」

子ども（中学生以下）の交通事故は、平成12年（2000年）は318件、平成27年（2015年）は87件発生しましたが、令和2年（2020年）は51件まで減少しており、死亡事故は、平成26年（2014年）以降、発生していません。しかし、全国的には、通学路での交通事故や保育園などの園外活動時の事故が発生しており、次世代を担う子どもの安全を確保する観点から、安全・安心な歩行空間の確保が求められています。

通学路等の安全を確保するため、警察、教育委員会、学校、道路管理者等の関係機関と連携して、通学路等の点検に取り組むとともに、交通安全施設の整備や交通規制、キッズゾーンの設定、取締りの強化等の対策により、安全確保に取り組めます。

また、交通事故ゼロを目指すには、子どものうちから年齢に応じた交通安全教育を繰り返し行うことが大切で、交通ルール・マナーを身に付け実践できるように、未就学児向けの親子教室から小学生、中学生という成長段階に応じたカリキュラムに沿った交通安全教育を効果的に推進していきます。

重点課題2 「高齢者の交通安全の確保」

市内の交通事故の減少とともに、65歳以上の高齢者の交通事故件数も減少していますが、減少率が低いため、相対的に事故全体に占める割合が高くなり、令和2年度（2020年度）は、約34%を占めるまで上昇しています。市内の10年間の交通事故死者数をみても62人のうち31人は高齢者で、半数にのぼります。

都内全体をみても、高齢者は、道路交通事故の死者の約40%近くを占め、

歩行中や自転車乗用中が多くなっています。事故の発生場所は、自宅付近が多く、信号無視や横断禁止場所横断など高齢の歩行者、自転車側に違反がある事故も少なくありません。

また、市内で高齢者が第1当事者となる原付以上の事故は、毎年、約300件発生しており、一歩間違えば重大事故につながるような事故も発生しております。今後、高齢化が進行する中、運転免許を保有する高齢者は増加し、高齢運転者も増えていくことが想定されます。

高齢者の歩行中、自転車乗車中の事故については、歩道の整備や、通過交通の抑制、ゾーン30の設定など、生活道路の安全対策を推進するとともに、歩行者の安全に資する信号の高度化など、歩行者や自転車にとって安全な交通環境の整備を進めます。

また、高齢者の中には、運転免許を持たず、交通安全教育を受ける機会が少ない方もいると考えられることから、地域の交通安全教室において、交通ルールや交通事故の実態に関する情報を提供します。また、地域での見守りなどを通し高齢者の交通安全の確保を推進します。

高齢運転者対策としては、個人差はあるものの、加齢に伴い身体機能や認知機能が低下することがあることから、身体機能等の低下に気付いてもらうための参加・体験・実践型の交通安全教育に取り組みます。

また、アクセルとブレーキの踏み間違い防止装置の搭載された自動車などセフティーサポカーS（サポカーS）の普及を図っていきます。

重点課題3 「自転車の安全利用の推進」

市内の自転車事故は、年々減少してきていますが、令和2年（2020年）は310件発生し、交通事故全体の約27%を占めています。また、自転車乗用中の死亡事故は、ここ10年で、13件発生しています。年齢別では、中学生から高校生など20歳未満の事故が多く発生しています。

都内では、令和2年（2020年）中に1万1千件を超える自転車事故が発生し、自転車乗用中の死者が34人に上ります。死者の約7割は、頭部損傷が主因で亡くなっています。全ての道路交通事故に占める自転車に関与する事故の割合は、4割を超え、全国平均と比べて非常に高い状況となっています。さらに、信号無視など、自転車側に何らかの違反があったとされる事故が、令和2年（2020年）には5割を超えるなど、自転車利用者のルールやマナーに課題がみられる状況となっています。

そのため、小中学校での自転車安全教育の推進や高校生、大学生、成人への啓発の強化、危険な違反行為の指導取締り及び自転車運転者講習制度を適切に運用し、危険な違反行為を繰り返す自転車運転者に対する教育の推進を図ります。また、自転車通行空間の確保、ヘルメットの普及啓発、自転車点検整備の推進、自転車損害賠償保険への加入促進など、自転車の安全利用を推進していきます。

重点課題 4 「二輪車の安全対策の推進」

交通事故件数の減少とともに、二輪車の事故も減少していますが、令和2年（2020年）においても、事故全体の約20%を占めています。また、市内には大学も多くあり、通学での二輪車利用や通勤でも多く利用されています。

都内においても、二輪車乗車中の死者数は近年減少していますが、依然として死者の約4分の1を占めており、この割合は全国と比較して高い状況となっています。また、二輪車乗車中の死者のうち、頭部損傷、胸部損傷が主因で亡くなっています。

そのため、事故多発路線に重点を置いた指導取締り、二輪車運転技能の向上のための安全運転講習会の開催、被害を軽減するためのヘルメットの正しい装着や胸部プロテクターの着用促進に向けた啓発など、二輪車の安全対策を推進していきます。

重点課題 5 「飲酒運転等の根絶」

飲酒運転が関わる交通事故は重大事故につながります。市内の飲酒事故は、道路交通法の罰則強化などもあり、減少していますが、根絶には至っていません。そのため、悪質で危険な運転に重点を置いた指導取締り、酒類提供飲食店等と連携して実施する規範意識を徹底するための活動などを継続して実施し、飲酒運転の根絶を目指します。

また、ながら運転の危険性を周知し、根絶を図るとともに、妨害運転（あおり運転等）の悪質性・危険性の周知、ドライブレコーダーの普及によりその防止を図り、「思いやり・ゆずり合い」の気持ちを持った運転の実践を推進します。

第2部 施策

第1章 重点課題に対する交通安全施策

第2章 交通安全意識の啓発

第3章 救助・救急業務体制の充実・強化

第4章 交通事故被害者の救済

第1章 重点課題に対する交通安全施策

1 子どもの交通安全の確保

少子化の進行が深刻さを増している中で、安心して子どもを生き育てることができる環境の整備、幼い子どもと一緒に移動しやすい環境の整備が期待されています。子どもの交通事故数は減少してきていますが、次世代を担う子どもの安全を確保する観点から、年齢に応じた交通安全教育を段階的に実施し、交通安全意識を高めるとともに、未就学児の散歩経路や通学路等の子どもが移動する経路において、横断歩道の設置や適切な管理、歩道の整備等の安全・安心な歩行空間の整備、また地域での見守り活動を推進して、交通事故防止を図ります。

(1) 交通安全教育の指針

交通安全教育指針（平成10年（1998年）9月22日国家公安委員会告示第15号）や交通の方法に関する教則（昭和53年（1978年）10月30日国家公安委員会告示第3号）に基づいて、参加・体験・実践型の交通安全教育を実施するとともに、年齢、車両種別及び業種などの対象に応じた段階的、体系的な交通安全教育を計画的に実施します。

（八王子・高尾・南大沢警察署（以下、警察署という）、八王子・高尾・南大沢交通安全協会（以下、安全協会という）、八王子市）

(2) 学校等における交通安全教育

ア 段階的、体系的な交通安全教育の推進

子どもの交通行動の変化に応じて、年齢に応じた交通安全教育を段階的に実施します。

（警察署、安全協会、八王子市）

イ 幼稚園等における交通安全教育

幼稚園・保育園等では、歩行指導など実践活動を通して、交通安全の決まりを覚えさせ、安全に行動できる習慣や態度の育成に努めます。更に、小学校に入学する児童の保護者を対象に、入学説明会などで交通安全講話を行い児童の登下校等における安全を確保していきます。

（警察署、安全協会、八王子市）

ウ 小学校における交通安全教育

小学校では、安全な歩行、自転車や乗り物の安全な利用、身近な交通安

全施設や交通規制などの理解を通して、安全な生活を営むことができる態度や能力の育成を中心に参加・体験的な指導を行います。

新入学児童を対象にした黄色い帽子とランドセルカバーの配布

新入学児童を交通事故から守るために黄色い帽子とランドセルカバーを配布します。新入学児童は親と離れて道路を歩くことに慣れていないため、周囲から目立つ黄色の帽子とランドセルカバーにより、運転者に注意を払ってもらうことで、児童の安全を確保します。

(八王子市)

小学生交通安全絵画コンクールの実施

小学校3年生を対象に、「小学生交通安全絵画コンクール」を実施します。日頃、交通安全について感じていることを絵に描くことで、児童の交通安全意識を高めます。また、優秀作品を交通安全運動のポスターとして活用するとともに、多くの市民に見てもらえるよう公共施設に掲示し、子どもの目線から交通事故防止を訴えていきます。



小学生交通安全絵画コンクール表彰式



交通安全運動ポスター

(警察署、安全協会、八王子市)

自転車安全運転免許証発行事業

児童(原則として小学校3年生)が安全な自転車の乗り方や交通ルール、自転車マナーを学ぶことにより交通事故防止を図ることを目的に、自転車安全運転免許証発行事業を実施し、修了者に対しては免許証を交付します。市立小学校全校で継続して実施します。

また、児童の自転車点検も併せて実施します。



自転車安全運転免許証デザイン

(警察署、安全協会、八王子市)

自転車交通安全教室

小学校5年生を対象に、自転車安全教育教材を用いて、自転車利用者の加害者責任を含めた講習を実施します。

(八王子市)

エ 中学校における交通安全教育

中学校では、歩行者としての安全な行動、自転車の正しい利用、交通事情や交通法規、応急処置、交通災害防止等に関する基本的事項の理解を深め、交通災害防止に関する能力の育成を中心に指導を行います。



スケアード・ストレイト教室

スタントマンを活用した交通安全教室

スタントマンによる交通事故疑似体験を取り入れた、スケアード・ストレイト方式()による交通安全教育を実施します。中学校在学中の3年間で一度は受講できるよう実施していきます。

「恐怖を直視させる」という意味で受講者に敢えて恐怖心を抱かせ、社会通念上望ましくない行為を自発的に防止させる教育手法の一つ。

(警察署、安全協会、八王子市)

オ 高等学校における交通安全教育

高等学校では、小・中学校での既習事項を確実にし、交通社会における良き社会人として必要な交通マナーを身に付けるよう指導します。特に、自転車や原動機付自転車、自動二輪車等の安全な利用に関する事項を、生徒や地域の実情に応じて計画的、組織的に取り上げ、交通安全に関する意識の高揚と実践力の向上を図ります。

そのため、車両を運転する者としての社会的責任と命の大切さに重点を置いた「見て・聞いて・体験する」参加・体験型の交通安全教室(スケアード・ストレイト方式等)を、東京都安全教育推進校で公開し、他校への普及・啓発に努めます。また、各警察署と連携して交通安全にかかわる情報等を共有し、高等学校における交通安全教育を支援します。

自転車に関係する事故は、通学で自転車を利用することの多くなる高校生

の事故が多いことから、自転車通学の学生の多い市内の高校については、八王子市独自でも交通安全教室を開催し、事故防止を図ります。

(警察署、都教育庁、八王子市)

(3) 通学路等における児童等の安全確保

ア 「通学路交通安全プログラム」

平成30年(2018年)3月に策定された「通学路交通安全プログラム」に基づき、学校、保護者、地域町会、道路管理者、警察署など関係機関が連携して、合同パトロールを行い、危険個所の把握、改善を進め、通学路の安全確保を図っていきます。

(相武国道事務所、南多摩西部建設事務所、八王子市教育委員会、八王子市、警察署)

イ 学校安全ボランティア

保護者や自治会、シルバークラブなど地域に住む様々な方が、児童生徒の安全のため学校と連携しながら交通誘導等を行い、地域の児童生徒の安全、見守り活動をします。

(八王子市・八王子市教育委員会)

ウ スクールガード・リーダー

市教育委員会が委嘱した警察官OB等の方が、学校や通学路等を巡回し、学校における安全体制整備、学校安全に関する児童生徒、教職員、保護者、学校安全ボランティアに対する指導・助言等を行い、地域ぐるみで子どもの安全を守る体制を推進します。

(八王子市教育委員会)

エ 通学路安全運転呼びかけ隊

通学路やその周辺を通行するドライバーに対して速度抑制の呼びかけや横断歩道における保護誘導活動等を行い、子どもの交通事故防止を推進します。

* 「通学路安全運転呼びかけ隊」

警察署長が委嘱し、通行車両に対する安全運転の呼びかけや横断歩道における保護誘導活動等の自主的な交通安全活動を促進することにより子どもの交通事故防止を図るボランティアです。

(警察署)

オ 未就学児を中心に子どもが日常的に集団で移動する経路の安全確保
交通安全施設等の整備に加え、歩道の整備、歩行者と自動車・自転車の
利用空間の分離、防護柵の設置、キッズゾーンの設定、無電柱化、踏切対
策等により安全・安心な歩行空間の整備を進めます。

また、幼児の通園路や園外活動中における留意事項を掲載した「園外活
動交通安全ハンドブック」を活用するよう働きかけ、事故防止を図ります。

(相武国道事務所、南多摩西部建設事務所、八王子市、警察署)

カ 横断歩道の渡りかた指導

横断歩道を渡るときは、3つのチェックをするよう指導します。



(警察署、安全協会、八王子市)

キ 通学路等における取締りの強化

多くの子どもが通学に利用する生活道路等において、適切な交通指導・
取締りを行い、交通事故防止を図ります。

(警察署)

(4) 道路交通環境の整備

ア 安全・安心な道路の確保

幹線道路を始めとする道路網の整備に加え、歩道の整備、歩行者と自動
車・自転車の利用空間の分離、無電柱化、道路照明の整備等により安全・
安心な道路の整備を進めます。また、道路パトロール等を実施し、不法占
用物件の撤去等の是正指導を行うなど道路の適正利用、歩行空間の確保や
事故防止を図ります。

また、幹線道路、主要交差点には、大規模災害時だけではなく、長時間の停電時においても円滑な交通の確保に対応できるよう信号機用非常用電源設備を整備するとともに、老朽化した設備の更新を進めていきます。

(警察署、相武国道事務所、南多摩西部建設事務所、八王子市)

イ 交通規制等による交通安全の確保

通学路を含め生活道路における歩行者及び自転車利用者の交通事故を防止するため、最高速度時速 30km の区域規制等を前提とした「ゾーン 30」の整備、道路標識の超高輝度化等の整備を進めるほか、ガードレール等の設置や注意喚起のためのカラー舗装の整備を進めます。

(警察署、八王子市)

ウ ゆとりシグナルの整備

「ゆとりシグナル(経過時間表示機能付歩行者用灯器)」は、青信号時の残り時間を表示することで無理な横断の抑制を、また、赤信号時の待ち時間を表示することで信号無視の防止を図るための信号機です。

歩行速度が遅い高齢者や児童が安心して横断歩道を渡ることができるよう、高齢者用施設の近傍や通学路、駅周辺などの横断歩行者が多い集客施設の近傍を中心に整備を行います。

(警察署)

エ 歩車分離式信号機の整備

歩行者と車両の通行を時間的に分離することで、右左折車両による横断歩行者の巻き込み事故防止に大きな効果を期待できる歩車分離式信号機の整備を推進します。

(警察署)

オ 歩行者感应制御式信号機の整備

歩行者の安全を確保するため、歩行者用画像感知器を活用して、赤信号で横断を開始する歩行者に対して音声で警告を発する機能や、青信号の時間内に渡り切れないとされる歩行者を感知して、青信号の時間を延長する機能、逆に横断歩行者がいない場合には青信号の時間を削減し、車両青信号の時間に振り分ける円滑化の機能を有する歩行者感应制御化の整備を推進します。

(警察署)

2

高齢者の交通安全の確保

高齢化の一層の進展に的確に対応し、高齢者が安全にかつ安心して外出できる交通社会を形成するため、高齢者自身の交通安全意識の向上はもとより、市民全体が高齢者を見守り、高齢者に配慮する意識を高めていくこと、地域の見守り活動等を通じ、地域が一体となって高齢者の安全確保に取り組むことが必要です。特に、令和4年（2022年）からは、いわゆる「団塊の世代」が75歳以上に達し始めるため、75歳以上の高齢者の安全の確保は一層重要となります。

(1) 高齢者に対する交通安全教育

ア シニアクラブ、高齢者サロン等における交通安全教育

シニアクラブや高齢者サロン等の社会参加活動の場や高齢者が多数集まる場所のほか、地域単位においても、高齢者の交通事故発生実態等を踏まえた講話を行います。また、加齢に伴う身体機能の変化に自ら気づき、適切な交通行動をとることができるよう、歩行シミュレータや敏捷性測定機器などを利用した参加・体験型の交通安全教育も実施します。

（警察署、安全協会、八王子市）



歩行シミュレータを利用した交通安全教室

イ シルバーリーダー講習会の開催

シニアクラブ等による自主的な交通安全活動を促進するため、地区ごとにシルバーリーダー講習会を開催し、交通安全教育指導者（シルバーリーダー）の育成を図ります。

（警察署、安全協会、八王子市）

ウ 反射材用品の普及と保護誘導活動

生活サイクルポイント（商業施設や公共施設・駅などの高齢者が生活する上で必ず巡回する地点や場所）における反射材の直接貼付活動及びそれに付随するワンポイントアドバイスを推進して、反射材用品の普及、活用の促進を図り、夜間における交通事故を防止します。

また、高齢者の多い横断歩道、交差点では、「横断 SAETY ACTION」を実

行し、安全に道路横断ができるよう保護誘導活動を行います。

(警察署、安全協会、八王子市)

エ 高齢者交通安全レター作戦

秋の全国交通安全運動期間中に市内小学校在学中の児童が、交通安全に関するメッセージをはがきに書き、ひとり暮らしの高齢者に郵送します。両者の交通安全の意識を向上させ、事故防止を図ることを目的として継続して実施します。

(八王子市)

オ 高齢者宅訪問による交通事故防止の指導

安全協会会員等が市内の一人暮らしの高齢者宅を訪問して、個別に交通事故防止を始め、詐欺被害等の注意喚起を行い、安全安心な暮らしを守ります。

(警察署、安全協会)

カ 参加・体験・実践型交通安全教育等の充実

高齢者の死亡事故のなかで多くを占める歩行・自転車の事故防止を図るため実践型の歩行体験講習会・高齢者自転車実技教室を開催し、加齢による身体機能低下の自覚を促すとともに、自転車に関する知識・技能を身に付け安全運転を推進します。

(警察署、安全協会、八王子市)



高齢者自転車実技教室

キ 高齢者支援施策等の推進

高齢者が関わる交通事故の減少を図るため、高齢者の運転免許自主返納及び運転経歴証明書制度の周知に努めます。運転免許証を自主返納した高齢者に対する支援を企業等に働きかけ高齢者運転免許自主返納サポート協議会の後押しをするとともに、免許返納しても、同じ場所で長く安心して暮らしていける環境づくりをすすめます。

(警察署、安全協会、八王子市)

ク 高齢運転者相談窓口

高齢運転者相談窓口を各警察署に設置し、運転に不安を感じている高齢運転者又はその家族に適切な助言・指導を行います。

(警察署)

ケ 安全運転装置搭載自動車の普及推進

最新技術を搭載した自動車の乗車体験の機会を設けるなどして、サポート（自動ブレーキ、アクセル、ブレーキの踏み間違い防止装置搭載自動車）の普及を図ります。

（警察署、安全協会、八王子市）

コ バス車内転倒事故防止活動の推進

路線バスによる交通人身事故の3割以上を占め続けている車内転倒事故は、高齢化社会の進展に伴い、更なる増加が懸念されます。高齢者に対し、バス車内での転倒事故防止を呼び掛ける活動を実施します。

（市内バス事業者）

サ シニアクラブ、民生委員等との連携

シニアクラブや高齢者の身近な相談相手である民生委員等と連携し、高齢者に係る交通事故状況など交通安全情報を提供し、交通事故防止を図ります。

（八王子市）

（2）道路交通環境の整備

ア 安全・安心な道路の確保

幹線道路を始めとする道路網の整備を推進し、安全・安心な道路の整備を進めるとともに、道路の適正利用により、歩行空間の確保や事故防止を図ります。

（相武国道事務所、南多摩西部建設事務所、八王子市）

イ 信号機等の整備

ゆとりシグナル、歩車分離式信号機、歩行者感应制御式信号機やゾーン30の整備を進め、高齢者が安全にかつ安心して外出できる環境づくりをすすめます。

（警察署）

3

自転車の安全利用の推進

運転免許も不要で気軽に乗れる自転車は、環境負荷もなく健康増進にも役立つ交通手段であり利用者が増加してきていましたが、さらに、新型コロナウイルス感染症防止のため通勤・通学等で利用する方が、増加しています。

しかし、自転車利用者のルール、マナーの悪さについては多くの方から指摘がされているところであり、子どもから大人まであらゆる年齢層への啓発が必要です。

自転車については、自動車等に衝突された場合には被害者となる反面、歩行者等と衝突した場合には加害者となるため、全ての年齢層へのヘルメット着用の推奨、自転車の点検整備、損害賠償責任保険の加入促進等の対策を推進します。また、自転車の安全利用を促進するためには、車線や歩道の幅員の見直し等により、歩行者、自転車及び自動車が適切に分離された、安全で快適な自転車通行空間の確保を進める対策なども講じます。

(1) 自転車の安全利用教室の開催

ア 初めて自転車に乗る子どもとその保護者を対象に、自転車に安全に楽しく乗ってもらえるようペダル無自転車（ストライダー）を利用した自転車の乗り方教室を開催します。

（警察署、安全協会、八王子市）

イ 小学校では3年生で自転車安全運転免許証発行事業、5年生で自転車交通安全教室、中学校・高校ではスケアード・ストレイト方式による交通安全教育、高齢者向けの自転車実技教室など、年齢に応じた自転車交通安全教育を推進し、自転車の安全利用を図ります。

（警察署、安全協会、八王子市）

ウ 成人に対する自転車安全利用教室

○ 交通事故疑似体験教育

商業施設の駐車場やイベント会場を借り受け、「スタントマンによる交通事故疑似体験教室」などを開催し、市民の交通安全意識の高揚、自転車の安全利用を推進します。

（警察署、安全協会、八王子市）

○ 自転車安全利用講習会

成人が参加できる夜間や休日に、市内各地において成人を対象とした自転車安全利用講習会を開催し、自転車に関与した事故の発生状況や特徴、自転車の交通ルールに違反した者に対する刑事上の責任、民事上の損害賠償責任、自転車保険加入等の内容の教育を行います。



自転車安全利用講習会

(警察署、安全協会、八王子市)

○ 「自転車安全利用五則」の周知・徹底

交通安全教室、各種キャンペーンなどあらゆる機会を捉え、「自転車安全利用五則」を周知し、自転車を安全に利用するための基本的なルール・マナーの遵守の徹底を図ります。

「自転車安全利用五則

(平成19年(2007年)7月10日交通対策本部決定)」

1. 自転車は、車道が原則、歩道は例外
2. 車道は左側を通行
3. 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
4. 安全ルールを守る

飲酒運転・二人乗り・並進の禁止

夜間はライトを点灯

交差点での信号遵守と一時停止・安全確認

5. 子どもはヘルメットを着用

(警察署、安全協会、八王子市)

エ 街頭活動

街頭における「自転車ストップ作戦」や「自転車実技教室」等を通じて、傘差し運転や乗車中の携帯電話・スマートフォンの使用禁止、乗車用ヘルメットの着用等、自転車利用者の交通ルールの遵守と正しい交通マナーの周知を図ります。

また、デリバリー目的の自転車利用者にも交通ルール、マナーの遵守を呼びかけ事故防止を図ります。

(警察署、安全協会、八王子市)

オ 自転車月間

自転車安全利用TOKYOキャンペーン(5月1日~5月31日)を実施し、イベントやリーフレットの配布を通じて自転車の交通ルールやマナーを普及啓発し、自転車安全利用の取組を推進します。

(警察署、安全協会、八王子市)

カ 交通安全子供自転車東京大会

小学生を対象の「交通安全子供自転車東京大会」に参加し、自転車の正しい乗り方と基本的な交通ルール・マナーを学び、安全利用を図ります。

(警察署、安全協会)



交通安全子供自転車大会 競技の様子

キ 自転車安全利用宣言証

自転車のルールやマナーを浸透させるため、子どもから高齢者まで様々な世代を対象とし、自転車シミュレータを用いた交通安全教室などを、多くの市民が集まるイベント会場等で開催し、受講者には、「自転車安全利用宣言証」(東京都発行)を交付します。

また、自転車安全利用宣言証の協賛制度に協力し、交通安全教室等の受講者に対する特典制度の普及啓発を図り、できるだけ多くの市民が受講し、自転車の安全利用が向上するよう努めます。

(八王子市)



自転車シミュレータでの指導



自転車安全利用宣言証

ク 自転車ヘルメット着用促進

道路交通法には、幼児および児童（13歳未満）に対するヘルメットの着用について、保護者が子どもを自転車に同乗させる、もしくは、子ども自身が自転車を運転する時は、ヘルメットを着用するよう努めなければならないと規定されています。

（道路交通法 第63条の11）

児童又は幼児を保護する責任のある者は、児童又は幼児を自転車に乗車させるときは、当該児童又は幼児に乗車用ヘルメットをかぶらせるよう努めなければならない。

また、「東京都自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」ではすべての自転車利用者がヘルメットを着用するよう努めることと規定されています。子どもはもとより、すべての自転車利用者に対して、乗車用ヘルメット等の交通事故の被害を軽減する器具の着用、利用を啓発していきます。



自転車ヘルメット着用（交通公園）

（八王子市、警察署、安全協会）

ケ 自転車保険の加入促進

令和2年（2020年）4月に、東京都自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例が改正され、自転車保険加入が義務化されました。高額な自転車交通事故損害賠償に備えた自転車保険加入の必要性について、交通安全教室、イベントなどあらゆる機会を捉えて啓発を行うほか、自転車販売店と連携し、自転車保険の加入促進を図ります。

男子小学生が自転車で夜間走行中、歩道と車道の区別のない道路において歩行中の女性と正面衝突。女性は頭がい骨骨折等の傷害を負い、意識が戻らない状態となった。その後裁判にて、裁判所は男子小学生の保護者に対し約9,521万円の賠償金を命じた。

（八王子市、警察署、安全協会）

コ 自転車点検整備の推進

自転車商協同組合八王子支部の協力を得て、自転車教室、交通公園、イベント会場などで市民の自転車の無料点検を実施し、自転車点検整備の必要性、重要性を周知し安全利用を図ります。

(八王子市、警察署、安全協会)

サ 自転車使用事業者等への安全利用指導

自転車を業務で利用している事業者、自転車通勤をする従業員のいる事業者に対して、従業員への自転車安全利用指導の実施や自転車損害賠償保険の情報提供、加入促進を図るよう働きかけていきます。

(警察署、安全協会、八王子市)

シ 街頭指導

自転車の交通事故が多く、通行方法に問題がある地区・時間帯を中心に、自転車利用者に対する街頭指導及び広報啓発を推進します。

(警察署、安全協会)

自転車対策重点地区・路線

(令和3年(2021年)1月1日現在)



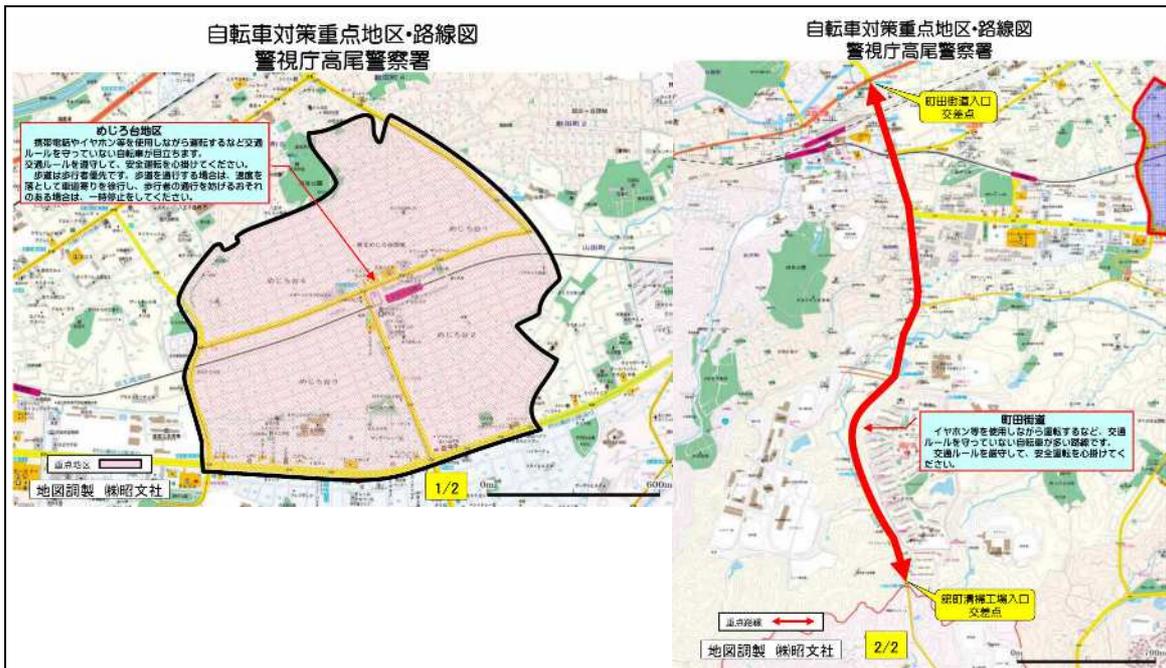
自転車対策重点地区・路線は、さまざまな街頭活動を重点的に行うことにより、自転車の正しい乗り方を理解していただき、自転車の交通ルールの浸透を図るため定められています。

自転車対策重点地区・路線図 警視庁八王子警察署



自転車対策重点地区・路線図 警視庁八王子警察署





自転車対策重点地区・路線図
警視庁南大沢警察署



警視庁のHPより

ス 交通ルールを守らない自転車利用者に対する、自転車指導警告カード及び自転車安全マナーカード等を活用した街頭活動を強化するとともに、信号無視、一時不停止等悪質・危険な違反に対しては交通切符による取締りを実施します。

(警察署)

セ 交通に危険を及ぼす悪質・危険な違反行為を繰り返す自転車利用者に対しては、自転車運転者講習制度を適切に運用し、危険行為を繰り返す自転車運転者に対する教育を推進します。

(警察署)

自転車の運転による交通の危険を防止するための講習(自転車運転者講習)

悪質・危険な自転車運転者 に対する講習制度です!



危険行為(15類型)

- ① 信号無視(道交法第7条)
- ② 通行禁止違反(第8条第1項)
- ③ 歩行者用道路における車両の義務違反(徐行違反)(第9条)
- ④ 通行区分違反(第17条第1項、第4項又は第6項)
- ⑤ 路側帯通行時の歩行者の通行妨害(第17条の2第2項)
- ⑥ 道断路切立入り(第33条第2項)
- ⑦ 交差点安全進行義務違反等(第36条)
- ⑧ 交差点優先車妨害等(第37条)
- ⑨ 環状交差点安全進行義務違反等(第37条の2)
- ⑩ 指定場所一時不停止等(第43条)
- ⑪ 歩道通行時の通行方法違反(第63条の4第2項)
- ⑫ 制動装置(ブレーキ)不良自転車運転(第63条の9第1項)
- ⑬ 酒酔い運転(第65条第1項)
- ⑭ 安全運転義務違反(第70条)
- ⑮ 妨害運転(法第117条の2の2第11号、第117条の2第6号)



(2) 自転車通行空間の整備

ア 駅周辺における自転車ネットワーク

駅周辺等の自転車交通量の多い道路を対象に自転車ナビマーク、自転車ナビラインを整備して自転車の通行方法を明示することにより、自転車交通の整序化を図ります。

自転車ナビマーク、自転車ナビラインとは、

自転車が通行すべき部分及び進行すべき方向を明示するもので、矢印の向きに進行してください(逆行はできません)。



自転車ナビマーク、自転車ナビライン

(八王子市、警察署)

イ 自転車ナビルート

一般国道及び都道を対象に、車道左側端への自転車ナビマークの設置主要交差点への自転車ナビラインの設置を推進し、自転車の通行位置をわかりやすくするとともに自転車利用者の交通ルールの遵守、自動車運転者に対する自転車への保護意識をそれぞれ高めることで、自転車が関与する交通事故を減少させ、安全な道路交通環境を創ります。

(警察署)

4

二輪車の安全対策の推進

(1) 二輪車の安全教育の推進

二輪車交通事故は、単独事故が多いことから、基本走行・法規走行主体の二輪車実技教室を実施し、安全運転技術の向上と安全意識の高揚を図ります。

また、二輪車交通事故死者の主損傷部位は、頭部及び胸・腹部が高い割合を占めていることから、被害軽減対策としてライダーに対する「ヘルメットのあごひもの確実な結着」等の短期的交通安全教育や関係機関・団体と連携した「胸部プロテクター着用」を推進するなど、二輪車運転者の重大交通事故抑止対策を図ります。

ア 二輪車講習会の開催

二輪車安全運転指導員と連携し、初心者から参加でき、二輪車運転の基本動作を学ぶことのできる講習会を開催します。また、交通安全運動期間などにおける二輪車講習会のほか、大学や事業所においても、随時、講習会を開催し、安全運転技術の向上と安全意識の高揚を図ります。

(警察署、安全協会、八王子市)

イ セーフティドライブ・コンテストの実施

二輪車・四輪車関係機関及び二輪車・四輪車を利用している事業所や学校等に対して、チーム又は個人で参加し、一定期間内の無事故・無違反達成を目指す「セーフティドライブ・コンテスト」への積極的な参加勧奨を推進して、交通安全意識の高揚を図ります。

(警察署)

ウ 大学対抗二輪車安全運転競技大会

市内の大学対抗の競技大会を開催し、競技を通じて運転技術、安全意識の高揚を図ります。

(警察署、安全協会)

エ 二輪車事故防止キャンペーン

二輪車ストップ作戦を実施し、直接二輪車運転中の方へワンポイントアドバイス、ミニ実技指導等を実施します。

(警察署、安全協会、八王子市)



二輪車ストップ作戦

(2) 事故多発路線の対策

ア 『10ロード』の安全対策

都内で二輪車事故が多発している10路線が『10ロード』として指定されており、八王子市内においては、国道20号線(甲州街道)がその1路線に指定されています。

この路線においては、交通違反の指導取締り、交通事故多発地点の交通規制の見直し、交通事故防止キャンペーンなど、交通実態に応じた集中的・総合的な二輪車安全対策を推進します。

(警察署)

5

飲酒運転等の根絶

(1) 飲酒運転・危険ドラッグ等薬物使用運転根絶に向けた規範意識の徹底

飲酒運転や危険ドラッグ等薬物使用運転（以下「飲酒運転等」という。）の危険性や飲酒運転等に起因する交通事故の実態を周知するため、広報啓発活動を推進するとともに、飲酒運転に関しては酒類提供飲食店等と連携して「ハンドルキーパー運動」*の普及浸透に努めるなど、飲酒運転等を許さない社会環境づくりに取り組み、飲酒運転等根絶に向けた規範意識の徹底を図ります。

また、飲酒運転を根絶するため、商店会、町会自治会等と連携して「飲酒運転させないT O K Y Oキャンペーン」、「全国交通安全運動(春・秋)」、「T O K Y O交通安全キャンペーン」などを通じて取組を推進し、飲酒運転の危険性や飲酒運転に起因する交通事故の実態を周知するなど、飲酒運転をさせない気運を醸成し、飲酒運転の根絶を目指します。

* ハンドルキーパー運動

自動車を使ってグループで酒類提供飲食店に行く場合、グループ内で酒を飲まず、他の者を安全に自宅まで送る者（ハンドルキーパー）を決め、飲酒運転を根絶しようという運動

（中心市街地交通安全対策連絡会、警察署、安全協会、八王子市）



飲酒運転根絶キャンペーン

(2) 妨害運転（あおり運転等）の根絶

令和2年（2020年）6月、改正道路交通法の施行により、妨害運転が厳罰化されました。その危険性の周知を図り、思いやり、ゆずり合いの気持ちを持った運転を啓発するとともに、ドライブレコーダーの有効性について理解を深め、設置の普及を図ります。

（警察署、安全協会、八王子市）

(3) ながら運転の根絶

運転中の携帯電話、スマートフォンの注視は、交通事故につながることから、その危険性を周知し事故防止を図ります。

あわせて、歩きスマホの危険性についても啓発するとともに、関係機関にも、対策を要請していきます。

（警察署、安全協会、八王子市）

第2章 交通安全意識の啓発

1 成人等の交通安全教育

(1) 成人の交通安全教育の推進

地域、職域等において運転者講習会を定期的を開催し、交通安全運転五則や自転車安全利用五則に基づいた自動車や自転車の交通安全教育を推進します。

また、成人を対象とした夜間や休日の自転車安全利用講習会、電動アシスト自転車の講習会も継続して開催します。

(警察署、安全協会、八王子市)

(2) 大学生の交通安全教育の推進

大学との連携を図り、入学ガイダンス等において、交通安全教育、交通安全啓発パンフレットの配布等を行い、大学生の交通ルールの遵守、マナーの向上に努めます。

また、大学コンソーシアム八王子を通して、加盟大学へ交通安全情報の提供を行っていきます。

(警察署、八王子市)



大学での交通安全講習会

(3) 身体障害者の交通安全教育の推進

身体障害者に対しては、安全な通行方法等に関する交通安全教育を行います。

また、身体障害者の関係機関・団体等との連携を図り、手話等による交通安全教育を積極的に推進して、身体障害者の交通安全意識の高揚を図ります。

(警察署、八王子市)

(4) 外国人の交通安全教育の推進

日本語学校や外国人を受け入れている企業との連携を図り、外国人に対して、基本的な交通ルール等の周知に重点を置いた交通安全教育を推進します。また、各言語に対応したパンフレットの配布も行います。

(警察署、八王子市)

2

広報啓発活動の充実

(1) 交通安全の広報啓発

ア 交通安全運動等の推進

交通事故を防止するためには、市民一人ひとりが交通安全意識を持ち、交通ルールの遵守と正しい交通マナーを実践することが大切です。このため関係機関・団体と市が一体となって、市民に交通安全の大切さを訴える市民参加型の運動として、「交通安全市民の集い」、「春・秋の全国交通安全運動」をはじめとした各種キャンペーンを実施します。

(警察署、安全協会、八王子市)

イ 多様な広報媒体による広報啓発

広く市民に交通安全思想の普及浸透を図り、交通安全行動の実践を定着させるため、広報はちおうじ、ホームページをはじめ、電光掲示板、ポスター、パンフレット等の広報媒体、交通安全運動、各種キャンペーン、交通安全行事等のあらゆる機会を通じて、各年齢層や事故状況に応じたきめ細かい効果的な広報活動を推進します。



交通安全運動中の懸垂幕掲示

(警察署、安全協会、八王子市)

ウ 「東京都交通安全日」の実施

東京都交通安全日(毎月10日)に、地域の交通実態に即した重点対策を定め、交通安全活動を実施します。

(警察署、安全協会)

(2) 交通安全推進事項の啓発

ア シートベルト及びチャイルドシートの正しい着用の推進講習会や街頭キャンペーン等の機会を利用し、後部座席を含む全席シートベルトの着用とチャイルドシートの必要性・着用効果の広報啓発を推進します。

(警察署、安全協会、八王子市)



街頭キャンペーン

イ 夜間及び薄暮時の交通安全対策の推進

薄暮時(日没の前後それぞれ1時間)や夜間における歩行者や自転車の交通事故を防止するため、シール式反射材用品やスポークリフレクターなど反射材用品の活用、外出時の目立つ色の服装習慣について、広報啓発活動を強化します。

また、年間を通して、車両の前照灯を日没より早めに点灯することを呼び掛ける「トワイライト・オン運動」のほか、夜間道路上の危険を早期に発見するため対向車や歩行者がいないときは、走行用前照灯(ハイビーム)を積極的に活用することや、ドライバーと歩行者が相互に安全を確認するよう働きかけていきます。

(警察署、安全協会、八王子市)

ウ 横断歩行者の安全確保

あらゆる機会を通じて、運転者に対して横断歩道手前の減速義務や横断歩道における歩行者優先等の交通ルールについて、再徹底を図るための交通安全教育を推進します。

また、歩行者に対しては横断歩道を渡ること、信号機のあるところではその信号に従うといった交通ルールの周知を図ります。さらに、運転者に横断する意思を明確に伝え、安全を確認してから横断を始め、横断中も周りに気をつけること等、歩行者が自らの安全を守るための交通行動を促すための交通安全教育等を推進します。

(警察署、安全協会、八王子市)

(3) エコドライブの実践

エコドライブは、環境負荷の軽減に配慮した自動車の使用方法で、燃料消費量や二酸化炭素排出量を減らし、地球温暖化防止につながる「運転技術」や「心がけ」です。

エコドライブは、環境保全とともに、交通事故防止にも効果が期待され

ており事業者や運転者に対して普及啓発を行っていきます。

(警察署、安全協会、八王子市)

(4) 交通安全立看板・シールの配布

交通安全の注意を喚起するため、「とびだし注意」・「通学路走行注意」等の立看板・シールを町会・自治会、交通安全協会支部、学校PTA等の団体からの要望により配布します。

(八王子市)

看板・シールの表示内容

とびだし注意
注意徐行
通学路走行注意
事故多し注意
放置駐車はみんなの迷惑事故のもと
せまい道路スピード注意
この先カーブスピード注意
この先交差点事故多し注意
この先横断歩道歩行者に注意



交通安全立看板

3 地域の交通安全組織の充実・支援

(1) 交通安全協会

市内各地域において、交通事故防止のため地域の特性を生かした街頭活動や各種キャンペーンを展開している「八王子交通安全協会・高尾交通安全協会・南大沢交通安全協会」の活動を支援し、警察及び地域の方々と連携を強めて、幅広く交通安全意識の高揚を図ります。

(警察署、八王子市)

名称	所在地	電話
八王子交通安全協会	元本郷 3-18-1	649-6977
高尾交通安全協会	廿里町 6-10	667-3500
南大沢交通安全協会	南大沢 1-8-3 南大沢警察署内	676-0880

(2) 交通少年団

交通少年団は小学生を対象に組織されており、交通安全に対する知識の習得と地域の交通安全キャンペーンなどの行事に参加し、広く啓発活動を行うことで地域住民の交通安全意識の高揚に努めます。交通少年団の組織を拡大・充実するために、多くの子どもに参加を呼びかけるとともに、関係機関とさらなる連携を深め、幅広い活動により交通安全意識の高揚を図ります。



交通少年団の活動

(警察署、安全協会)

(3) 町会・自治会等

町会・自治会等を単位とした各種講習会を実施するほか交通関係団体等の活性化と指導者の育成を図り、交通安全教育が的確に行われるように、地域における交通安全リーダーの育成に努めます。

(警察署、安全協会、八王子市)

4 交通公園の活用

(1) 東浅川交通公園及び清川交通遊園

街中の道路交通環境を縮小し、再現した東浅川交通公園及び清川交通遊園は、自動車の通行と隔離されている空間のため安全に安心して交通安全教育の実施できる施設であり、今後も交通安全教育の拠点として活用していきます。

交通公園では、交通安全指導員による交通安全教室を適時、実施します。幼児や小学生、地域の高齢者が参加できる体験型の交通安全教室を開催するとともに、来園した子どもとその保護者を対象に、自転車安全指導員による自転車指導も実施します。

また、園内では、自転車等の遊具を無料で貸し出すほか、自転車等を持ち込み、練習などで自由に利用できるよう開放します。

(八王子市)

公園の概要

施設の名称	東浅川交通公園	清川交通遊園
所在地	東浅川町 559	清川町 43-1
開設年月日	昭和 44 年 (1969 年) 3 月 31 日	昭和 63 年 (1988 年) 2 月 24 日
設置根拠	東浅川交通公園設置要綱	八王子市清川交通遊園条例
敷地面積	4,967 m ²	6,092 m ²
主な設備内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自転車、三輪車、豆自動車、ストライダー ・ 横断歩道、信号機、踏切、各種交通標識、交差点 ・ ブランコ、砂場、遊具等 	
開園時間	午前 9 時 ~ 午後 5 時 (10 月 ~ 3 月は午後 4 時まで)	
休園日	年末年始 (12 月 29 日 ~ 1 月 3 日)	



東浅川交通公園

清川交通遊園



第3章 救助・救急業務体制の充実・強化

1 救急処置等の充実

交通事故による重傷外傷では、救急隊による早期の現場処置及び医療機関への搬送が救命率の向上につながることから、救急隊員は、八王子市医師会等を通じて技術指導や医学的見地からの助言を受けるとともに、各種研修会や巡回指導などにより、高度な知識・技術を取得しています。

また、特別救助隊や消防隊と救急隊との連携についても、更なる強化を図り、迅速・的確な救助・救急活動を実施します。

(八王子消防署)

2 救急医療機関との連携強化

交通事故発生時に、負傷者を救急医療機関へ早期に搬送するため、搬送先の受け入れ状況をリアルタイムに把握するとともに、医療機関到着までは、現場の状況を適時情報提供し、医師から必要な指示を受けるなど、救急医療機関と更なる連携強化を図ります。

(八王子消防署)

3 応急手当等の普及・啓発の推進

救急隊が現場に到着するまでの間、居合わせた人により早期に適切な応急手当が実施されるように、自動体外式除細動器(AED)や訓練用人形等の器材を活用した救命講習会等を積極的に開催し、応急手当の知識・技術の一層の普及を図ります。

(八王子消防署)



救命講習会の様子

第4章 交通事故被害者の救済

1 交通事故相談業務の充実

交通事故に伴う賠償問題等は、被害者・加害者にとって深刻な問題です。初期の段階で、損害賠償額の算定、調停、訴訟の手続きなどの法律問題等について気軽に相談できるよう引き続き交通事故相談を実施します。

日 時	毎月第1・2・4木曜日（祝・休日を除く） 13時30分～15時50分
申 込	予約制（当日9時30分から電話で申込） 電話 042-620-7227 先着4名
担当者	弁護士（公益財団法人日弁連交通事故相談センター東京支部より派遣）
場 所	市役所本庁舎1階 市民生活課市民相談室

（八王子市）

2 交通事故相談機関との連携

交通事故被害者等からの相談に的確に対応するために、示談・調停・訴訟等の手続き、法律扶助制度の利用、生活援護制度の活用等、関係機関との連携を強化して、問題解決処理機能の向上を図ります。

また、必要に応じて関係機関が実施する相談所を案内し、広く相談できる機会を提供します。

相談先	電話
東京都交通安全協会立川交通事故相談所	042-522-2557
日弁連交通事故相談センター東京支部立川相談所	042-548-7790

（八王子市）

第11次八王子市交通安全計画
令和3年(2021年)9月



発行：八王子市

編集：八王子市道路交通部交通事業課

〒192-8501

東京都八王子市元本郷町3-24-1

TEL：042-626-3111(内線3473)

：042-620-7410(直通)

FAX：042-626-3137

E-mail：b510600@city.hachioji.tokyo.jp

本冊子は再生紙を使用しています。